

編集後記・・・【酔醒漫筆】

不特定少数のために毎月発行している本誌も 2 年目にはいり、今月号より装いを新たにしました。日々、実務に携わっている不動産事業者とともに、少しでも高めあっていけたら幸いです。／どんな事業者も、物やサービスを消費する消費者と毎日接触せずには商売が出来ませんが、今一度“消費者の権利”を、再確認しておきたいと思います。1962 年（昭和 37 年）、ケネディ大統領は「消費者の利益保護に関する特別教書」を議会で宣言しました。そこでは“消費者の 4 つの権利”が謳われています。(1) 安全を求める権利、(2) 知らされる権利、(3) 選ぶ権利、(4) 意見を聞いてもらう権利。とりわけ、この“4 つの権利”が、我が国の消費者保護基本法に多大な影響を及ぼしたことは周知の事実です。／ところが、昨今、この権利を真っ向から否定した、某自動車メーカーや偽装温泉、食品での産地偽装、ひいては税金を何年にもわたって支払わず還付金を収受している某大企業の、都合の悪い情報を隠してのインサイダー取引など枚挙に暇がありません。／この国の誇るべき‘恥の精神文化’は一体どうしてしまったのだろう。『資治通鑑』（しじつがん）に「天知る、地知る、我知る、子知る」と中学生の頃習った漢詩の言葉が去来するのは寂しいことです。人の目の届かぬところでの不正は、必ず露見しないということはない筈です。一度失った信用とブランドを回復するのは、容易なことではありません。立場を利用した官僚とエリート等の、建前だけが横行跋扈する環境とは、私たちの映し鏡なのです。(酒悦)